

令和元年

高松市教育委員会5月定例会

会議録(抄本)

5月30日(木)開会

5月30日(木)閉会

| 出席した教育長及び委員         |           |  |  |
|---------------------|-----------|--|--|
| 教 育 長               | 藤 本 泰 雄   |  |  |
| 委 員                 | 吉 澤 潔     |  |  |
|                     | 葛 西 優 子   |  |  |
|                     | 関 元 盛 夫   |  |  |
|                     | 小 方 朋 子   |  |  |
|                     | 富 家 佐 也 加 |  |  |
| 欠席した教育長及び委員         |           |  |  |
|                     |           |  |  |
| 説明のため会議に出席した者等      |           |  |  |
| 教育局長                | 赤 松 雅 子   |  |  |
| 教育局次長<br>総務課長事務取扱   | 石 原 徳 二   |  |  |
| 教育局次長<br>生涯学習課長事務取扱 | 南 岳 志     |  |  |
| 学校教育課長              | 川 上 敬 吾   |  |  |
| 保健体育課長              | 合 田 伸 太 郎 |  |  |
| 少年育成センター所長          | 井 村 新 一   |  |  |
| 総務課長補佐              | 香 川 昭 子   |  |  |
| 総務課総務係長             | 牧 野 小 織   |  |  |
| 総務課総務係主査            | 藤 澤 由 美   |  |  |
|                     |           |  |  |
|                     |           |  |  |
|                     |           |  |  |
|                     |           |  |  |
| 会議録署名委員             | 葛 西 優 子   |  |  |
| 事務局担当書記             | 新 田 周 子   |  |  |

【特記事項】 傍聴人なし

## 議 事 日 程（5月定例会）

### 日程第1 報告事項

- 1 高松市教育振興基本計画見直しに係る検討懇談会の設置及び開催について
- 2 令和元年度幼稚園・小・中学校及び高松一高の園・学校訪問における教育委員の訪問園・校について
- 3 学校における個人情報の紛失事案について
- 4 高松市部活動ガイドライン検討委員会の設置について
- 5 学校給食における異物混入について
- 6 通学路における子どもの安全対策について

【令和元年5月30日（木） 議 事 内 容】

---

午前9時30分 開会

教育長が、会議録の署名委員に葛西委員を指名。

日程第1 報告事項1

報告事項1 「高松市教育振興基本計画見直しに係る検討懇談会の設置及び開催について」

石原総務課長から、高松市教育振興基本計画見直しに係る検討懇談会の設置及び開催について説明。

<質疑>

- 藤本教育長 このことについて、教育委員さんにも御意見をいただきながら進めていこうと思っております。検討懇談会の設置について進めていくということによろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。
- 

報告事項2 「令和元年度幼稚園・小・中学校及び高松一高の園・学校訪問における教育委員の訪問園・校について」

川上学校教育課長から、令和元年度幼稚園・小・中学校及び高松一高の園・学校訪問における教育委員の訪問園・校について説明。

<質疑>

- 藤本教育長 既に5校には訪問いただいておりますが、今後このような予定でお願いいたします。現在の訪問予定以外でも、日程があえば随時訪問できますか。
- 川上課長 はい。
- 藤本教育長 大変お忙しいとは思いますが、また御予定をつけていただいて、訪問していただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

---

### 報告事項3 「学校における個人情報の紛失事案について」

川上学校教育課長から、学校における個人情報の紛失事案について報告。

#### <質疑>

- 富家委員 牟礼中学校の事案では、紛失の発覚から全ての教職員に説明があるまで、2週間経っていますが、すぐに説明できなかつた特別な事情があるのでしょうか。
- 川上課長 学校に確認したところ、情報が学校外に出ていることが想定されなかつたので、搜索を丹念に行っていたという報告を受けています。
- 富家委員 全ての教職員で把握をして探した方が早いのではないかと思います。おそらく、そのように指導はしていただいているとは思いますが、早い段階で情報共有を行うのがよかつたのではないかと考えます。
- 川上課長 はい。おっしゃるとおりです。
- 葛西委員 個人情報については保管場所があり、使用する際に、そこから先生が取り出すとうかがつたのですが、桜町中学校の事案において、担任の先生が書類をまとめて持っているというのはどのような状況なのでしょうか。持ち出し時に誰がいつ持ち出し、返却したというような記録を残していないのでしょうか。
- 川上課長 家庭連絡票については、特に帳簿のようなものを作成はしていませんでした。例えば指導要録については、以前に紛失事案があつた後に、そういったものを準備するようになっております。これは、法令にいう文書ではないのですが、重要な文書であることに間違いはないので、鍵のかかる保管場所に保管してあります。それをもち

出した際には、例えば学年主任に報告する等の体制をとるようには言っておりましたので、今後それを徹底するようになりたいと思っております。桜町の事案でも、鍵のかかる保管場所に保管するというはなされていたのですが、書類の出し入れ状況については、使用する教員以外が把握できていない状態でした。今回、他の教職員も把握できるようにするよう指導したところです。

- 関元委員　　使用している間はいいですが、少し退席したり、授業に行ったりする際は、その都度保管庫には戻していないのではないのでしょうか。使用頻度と使用時間が長い場合もあるので、紙ベースでの管理は難しいように思います。
- 川上課長　　家庭連絡票というのは、家庭訪問時の資料とすることから、紙ベースで保管しているものです。また、大規模な災害等が発生した際に使用することを想定しておりますので、電子データで保管していますと、電気が止まった場合に使用できなくなってしまうことから、紙で保管しております。今後は、退席時・授業時にも鍵のかかる保管場所に保管するよう指導することを徹底していこうと考えております。
- 藤本教育長　　現在、様式についても、全てについて必要かということが検討材料となっています。また、電子化していくということも、市長から指示をいただいているところです。家庭連絡票自体の様式・あり方を見直していかなければいけないと考えています。それと、今回、私から校長・副校長・園長方にお話したことが2点あります。1点目は、紛失した書類が外に出ていないことに、管理職が安堵感を感じていることへの違和感です。書類が出てきていないのは、シュレッダーをかけてしまったであろうということで、報告を受けている際に管理職から安堵感を感じました。シュレッダーをかけていること自体が、個人情報に滅失・棄損しているという大きな問題であるのに、そこに安堵感を感じていることに違和感を覚えました。2点目は、情報の重さを比較し、軽視している様子がうかがえることです。牟礼中学校の事案では、身長・体重を測り、最終的にそれをまとめるという、一人一人の個表を紛失したのですが、以前に起きた事案に比べて、このデータは個人情報の中でも軽いという認識を持っていることを報告の中から感じました。しかし、身長・体重等の記録も、子どもにとっては非常にデリケートな情報で、記載から児童の体格を予測することもできますし、子どもが傷つくような内容も含有されているという危機感を持っておかなければならないと思います。安堵感を感じたり、情報を比較して軽視したりするところに違和

感を抱き、情報管理について甘いところがあるので、一度全員を集めて注意喚起しておかなければならないと感じ、研修会でお伝えしたものです。具体的には、川上課長から説明があったとおりの内容を徹底していくということで、お話ししました。これまでは、書類の内容がきちんと記載されているかというところを重視していましたが、今後は、管理状況も見せていただいて再発防止に努めていきたいと考えております。

---

#### 報告事項4 「高松市部活動ガイドライン検討委員会の設置について」

合田保健体育課長から、高松市部活動ガイドライン検討委員会の設置について説明。

##### <質疑>

- 吉澤委員 委員のうちの部活動顧問代表について、文化系については吹奏楽部だけなので、少し偏りを感じます。また、教員の働き方改革の問題もありますので、双方への配慮が難しいところではないかと思えます。
- 藤本教育長 基本的に、国・県のガイドラインを踏まえての策定という認識があるのですか。
- 合田課長 はい。市教委としてはそのように考えております。まずは、子どもに対する適切な部活動の在り方というのが第一義的にあり、付随する形で先生方の働き方改革を考慮しなければならないと考えております。教員の心身の健康が、教育環境の重要な点でもありますので、双方への配慮が必要であると考えております。また、教育長のお話にありました、国と県のガイドラインについてですが、部活動の休養時間の取り方と活動時間については同じで、具体的には、休養日を平日に1日、土日のうち1日とし、活動時間については、平日2時間程度、休日3時間程度ということで策定されております。それを基本としたうえで、市教委としては、現場に近い教育行政ということもありますので、部活動の顧問にも委員になってもらい、意見を出してもらうという形をとっています。方向としては国・県に沿ったものにしていきたいと考えて

おります。

- 吉澤委員 国・県・市のガイドラインがあるということで、その最大公約数を守るのか、全てを守るのか分かりません。3つも作る必要があるのでしょうか。市町村でも作成するように指導されているのですか。
- 合田課長 はい。国のガイドラインの中に、そのように記載されております。加えて、最後は学校でも作成し、ホームページで公表するように求められています。
- 吉澤委員 一体どれに従うのでしょうか。
- 合田課長 最終的には、学校のガイドラインに従うようになります。ただ、国が予算をとり、県から補助が出るものの中に、部活動指導員というのがあるのですが、その補助要件として、国のガイドラインに沿った形で部活動を行うものとされているので、市全体としては足並みを揃えておかなければなりません。
- 吉澤委員 昨年訪問した学校では、学校長が、外部指導員を雇う気はありません、顧問が全部責任をとると言っておりました。しかし、国の指導によると、積極的に外部指導員を採用するようにと書いています。そのような違いが出てくると、指導ができないし、国のガイドラインにも沿っていないという判断になると思います。校長先生の意見に従うのであれば、国・県のガイドラインを無視することになるのではないのでしょうか。
- 合田課長 一番重要視されているのは、休養日の取り方と活動時間というところで、これが補助要件にもなっております。全てを国の通りにしなさいというものではないので、外部指導員等については、学校や市の裁量が認められるところだと考えているところです。
- 藤本教育長 部活動の顧問は転任するとそこで終わりますが、外部指導員というのは地域の方々なので、長期間ということになり、もし適していなくてもやめてもらうこともできない、また、教育的配慮がないために子ども達や保護者とトラブルになることもあります。そういうことを懸念して、外部指導員の導入を躊躇する学校長もいます。高松市にはスポーツ協会という団体ができまして、この中にTASSという組織を作っております。そこで、様々な講座を経た人に資格を付与する、スポーツ指導者養成講座という制度を作っております。これにより、教育的配慮もできる外部指導員となり、その中から適当な方がいれば部活動の指導者として決定していくというシステム

を構築していますので、現在危惧されている問題はクリアしていくことができるのではないかと考えております。現時点では、基本的には教員が時間内で指導していくということにはなっております。それと、委員さんについては御指摘の通り、確かに多少偏りがあるように感じます。ただ、文化部については国の定めるガイドラインより市の方が緩く、週に2・3回程度の活動となっています。吹奏楽部については、運動部並みに活動しているところもありますので、委員さんには吹奏楽部の顧問も入っていただいております、また、全体を統括する文化連盟の代表にも入っていただいております。

- 小方委員 中学校で毎日部活動を行ってきたのは、生徒指導の面が大きいと思います。中学校の先生方というのは、部活動を休みにしてはいけない、という思いで熱心に指導してくださっていたのだと思います。部活動の回数を減らし、その休養日に何か問題が発生した場合はどのように対処していくのかという部分を、先生方も危惧されているのではないかと考えます。何かあってはいけないから部活動を減らせないというのではなく、部活動の休養日に、代わりにこのような活動をしています、というようなどころや受け皿のような取り組みがあれば紹介してもらいたいです。そして、そのような学校が増えていけばよいと思います。
- 合田課長 そのような地域の受け皿づくりのようなものについては、進めていくよう、ガイドラインにも定められているところであり、本市もその方向で進めていくようには考えております。生徒指導の面については、どこまで因果関係があるか、また、顧問がどのような意見を持っているか調べ、現場に即してガイドラインを作成したいと思っております。他県では、夏休み期間中の部活動をやめたところ、保護者から意見が出たところもあるようです。他県の事例も調べながら、考えていきたいと思っております。
- 葛西委員 部活動はやはり勝敗の問題もありますし、顧問としても、やるからには勝たせてあげたいという思いもあると思います。学校ごとにガイドラインを作成するのであれば、やはり熱心に活動するところと、そうでないところで差が生じると思うのですが、現場の声はいかがでしょうか。
- 合田課長 現在、休養日等につきまして現場にアンケートをとっているところです。やはり全国的に活躍しているような学校の指導者に話を聞くと、競技力を向上させてきたことが、これまでの成果であると考えております。その部分が今後どのようなよう

ていくのが心配であり、教育委員会としても考えてほしいとの声が出ています。市と学校は、休養日と活動時間については最低でも揃えなければいけないと思っています。そのあたりの共通認識・理解・行動というのは大きなテーマとして検討委員会でも話し合っていかなければならないと考えています。

- 葛西委員　子どもの心と体の成長も大事なことだと思うので、それも踏まえて、検討していただきたいと思います。
- 藤本教育長　働き方改革と、子どものジュニア期における心身の健全な成長の両面で考えていきます。働き方改革については、本市は香川県をリードするようになるべく早く施策を講じていったところですが、このことについては、他の状況や先生方の意見も少しずつ聞きながら進めておりました。最終的に、県のガイドラインが出たので、このような設置委員会を設けたわけです。冬に優秀な指導者を表彰しましたが、その方たちにも合田課長から意見を聞きました。その方たちも、最終的には国や県が決めた方向でやるしかないという認識をもっているようです。子どもたちの成長のことを考えて、検討していきたいと思っております。

---

#### 報告事項5 「学校給食における異物混入について」

合田保健体育課長から、学校給食における異物混入について報告。

##### <質疑>

- 葛西委員　給食会でも言いましたが、最近、調理場や納入業者等は混入がないように、ということで管理を徹底していると思います。資料によると、事務用品が入っているので、配膳の際に混入した可能性も高いと思われます。周辺をきれいに整えたうえで配膳したり、子どもにも給食前にきれいにしたりするよう徹底していくべきだと思います。現在のところ怪我はありませんが、混入物による怪我也起こりうるので、全方向から気をつけていかなければならないと思います。
- 吉澤委員　高松市での混入物事案は、同規模の自治体と比べて多いのですか。

- 合田課長 調査はしていませんが、新聞等の報道を見る限りでは、県内での混入事案は、この1～2年ではあまりないように思います。
  - 吉澤委員 ものすごく多い場合も、同程度の場合でも、それぞれの状況に合う対策をとっていかねばなりません。いずれにせよ、他市との比較調査は必要であるように思います。よろしくお願いいたします。
  - 合田課長 他市の件数に関してですが、実は、異物混入事案については、公表の基準があります。本市の学校給食危機管理マニュアルの中では、給食として提供されて保護者への連絡が必要である場合を、レベル3として軽度と定めています。レベル3は、公表の基準に照らすと、公表しないものとなっています。本市では、実際には、レベル3の軽度なものであっても公表しており、この点について変更予定はありませんが、そのあたりの公表の基準が他市の状況と異なっているようなので、他市の公表基準も現在調査しているところです。
  - 藤本教育長 全国的にどのようにしているか調査する必要がありますね。
  - 関元委員 混入物がある場合、給食全てを食べるのを中止しているのですか。
  - 合田課長 混入物が、危険異物か非危険異物かという、異物の種類によります。健康被害があるもの、例えば、ゴキブリやハエが混入したような場合には食べるのを中止することとしています。異物の種類と対応について、マニュアルを作成し、さび分けはしております。
  - 吉澤委員 中止した場合、代替りの食事はあるのでしょうか。
  - 合田課長 冷凍パンやワッフルといったものを提供するようにしています。
  - 吉澤委員 給食費未払いの問題がありますが、このような事案があると、さらに、払わないというような話にはならないのでしょうか。
  - 合田課長 現在のところ、保護者からそのような連絡はありません。
  - 吉澤委員 子どもに対してKYT、つまり危険予知の訓練も行えばよいのではないのでしょうか。
  - 合田課長 はい。分かりました。参考にさせていただきます。
  - 藤本教育長 授業後に給食を食べるので、子どもにも授業終了時に片付けや整理をするよう、徹底した方がよいですね。
-

## 報告事項6 「通学路における子どもの安全対策について」

藤本教育長から、通学路における子どもの安全対策について報告。

### <質疑>

- 吉澤委員 高松市立の学校だけではなく、私立の学校にも声をかけて、統一した対策を講じる必要があると思います。また、事件・事故が起こった際に、子どもを死亡させないようにすることが重要です。事故後にまず何をするのかというマニュアルを作成したり、訓練をしたりする必要があると考えます。資料に記載のあるものであれば、子ども110番の家を増やしたり、あるいは110番の家の方たちに訓練を行ったりすればよいと思います。一律にするのではなく、地域ごとに、連絡する病院や現場に呼ぶ医療従事者を決めておくことが重要です。先日の事件でも、110番するという考えが先行しているようでしたが、110番より119番が先です。とにかく、子どもの生命を守ることが一番です。みんなで子どもを守るという意識づけをし、緊急時の対応については、ケースを分けて地域ごとに決めていくとよいと思います。
- 葛西委員 私も子どもSOSの家になっていますが、実際に事件等で子どもが駆け込んできた場合に、どのように対応すればよいかということについては、統一した認識を有していません。学校の安全マップについては、子どもSOSの家がどこにあるかが載っていますが、子ども達も実際にどこにあるのかを注意して見てはいないと思います。子ども達にSOSの家がどこにあるか知ってもらうことも大事ですし、子どもSOSの家になっている側の研修も必要だと思います。地域には様々な団体がありますが、安全対策について共通の認識を持つ機会があるとよいと考えます。
- 井村所長 本市では、子どもSOSの家として登録している件数は平成30年度で3,105件でした。子どもが逃げ込んできたときには警察に連絡してもらったり、かくまったりしていただくようにはしていますが、研修は行っていません。子どもSOSの家を引き受けてくださっている方の中には高齢の方も多いため、できることをしていただくようお願いしております。学校によっては、SOSの家に挨拶にまわったり、集団下校時に場所を確認したりしているようです。全ての学校が行っている

わけではないので、各学校に任されているというような状況です。

- 藤本教育長 今年度に入って、不審者情報が24件ほどありますので、様々な方策を講じて、子どもを守れるように努めていきたいと思っております。何かお考えがありましたら、またよろしくお願いたします。

————— 午前10時50分 閉会 —————

\*\*\*\*\*

#### 持ち回り審議による議決事項

「高松市小中学校校区審議会委員の委嘱について」